

(審査案件第 1 号)

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 4 年 4 月 (ころ) 申請・提出の「保護申請書」を不存在とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立て等の経過

- 1 異議申立人は、平成 22 年 6 月 16 日付け「自己情報開示等請求書」で、一関市個人情報保護条例 (平成 18 年一関市条例第 76 号。以下「条例」という。) に基づき、「平成 4 年 4 月 (ころ) 申請・提出の「保護申請書」の開示請求 (以下「本件請求」という。) を行った。
- 2 一関市長 (以下「実施機関」という。) は、本件請求に対し、平成 22 年 7 月 1 日付け社福第 04001 号「個人情報不存在決定通知書」で、個人情報が存在しない理由を「請求のあった文書を受付けた記録がなく、かつ、存在しないため」として、個人情報不存在決定 (以下「決定」という。) を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 22 年 7 月 5 日付け「異議申立書」で、「個人情報不存在決定処分を取り消すとの決定を求め。」ことを趣旨とした異議申立てを行った。
- 4 異議申立人は、平成 22 年 8 月 16 日付け「異議申立ての趣旨の変更及び理由の追加について」で、異議申立ての趣旨を「個人情報不存在決定処分を取り消すとの決定を求め。」から「個人情報不存在決定処分を取り消し、当該開示請求に係る個人情報を開示するとの決定を求め。」に変更する申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、文書が存在していることの陳述書、異議申立ての趣旨の変更及び理由の追加についての書面及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。(異議申立人の主張の記載にあたっては、できる限り異議申立人の表現を用いた。)

- 1 請求に係る文書は、請求者 (異議申立人) が、申請・提出し、実施機関の係 (生活保護担当) の者は、それを受け、当該文書が存在している。
- 2 請求者が請求しているものは、平成 4 年 4 月ころ (4 月半ば) 申請・提出の「保護申請書」であり、それは請求者の兄である の生活保護を開始することを求めて、生活保護法第 7 条の規定により、親族 (弟) である請求者が申請をしたものである。
- 3 実施機関の福祉担当の係 (又は福祉事務所) の対応した職員 (ケースワーカーと

思われるが、背丈が大きく大柄な男性)の面前で同申請書を提出しているので、請求文書が存在していることは間違いない。

- 4 保護申請書の日付については、その提出の際に「日付のところは、いいから、こちらで入れますから。」と福祉担当の職員から言われたように記憶している。日付は、記入せずに提出し、日付欄が空欄のままになっていることが考えられるが、日付については、平成4年4月14日か同年4月半ばであったと考えられる。
- 5 請求者が、対応した福祉担当の職員との間で 〃〃〃〃の障害年金のことについて多少のやりとりがあった。同職員から「障害年金の等級や金額などが分からないと生活保護を開始できない。」などと言われ、同年金の等級や金額について尋ねられた。それに対して、生活保護の開始が先だなどと答えた覚えがある。等級についても答えたと思う。
- 6 保護申請書を提出した時は、生活保護について相談しに訪れたのではない。生活保護上には、「相談」という規定はないことから、請求者には、生活保護について、「相談」ということは念頭になかった。当然、その時に、「相談」しに訪れたということはある得ない。
- 7 請求の内容の文書は、生活保護の開始で、請求者が実施機関の福祉担当の係(生活保護担当)の者に、申請・提出した「保護申請書」である。同係の者は、それを受けている。請求の文書(「保護申請書」)が存在していることは間違いないことであり、当該文書が存在しないということはある得ないことから、請求の文書の開示を求める。
- 8 条例第13条第1項第1号から同第8号のいずれの場合にも該当しない場合には、当該個人情報開示しなければならないと規定されているが、開示請求に係る個人情報については、そのいずれの場合にも該当しない。よって、実施機関の処分は、条例第13条の規定に反し違法不当である。よって、処分は取り消され、当該開示請求に係る個人情報は開示されるべきである。
- 9 請求の文書は、生活保護法の「保護申請書」で、生活保護の開始を申請する申請書(「申請中」)のものであり、その申請に対する処理状況は、申請を認める(生活保護を開始する)ものでもなく、又申請を却下するものでもなく、処理がなされないままになっている。よって、申請中である保護申請書は、文書が完結されていないことから、保存期間が起算されず、保存期間経過後に廃棄されるという対象とならないため、存在しているのは明らかである。
- 10 実施機関は、ケース番号登載簿の記載がないことを理由に不存在の決定をしたとしたようであるが、ケース番号登載簿への記録は、処理済み(保護の開始又は却下の処理)となって文書が完結してからであり、申請が却下となっていない、すなわち文書が完結していない本件には、あてはまらず、そのようなケースを本件にあてはめて、不存在とするのは誤りである。

実施機関が提出した「理由説明書」、一関市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成 18 年条例第 78 号。以下「審査会条例」という。）第 6 条の規定に基づく審査会の資料の提出の求めに対して提出された書面及び事情聴取の陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関では、生活保護法関係文書の保存年限については、「生活保護法関係文書の保存期間について（昭和 36 年 9 月 29 日 社発第 726 号 各都道府県知事、指定都市市長宛 厚生省社会局長通達）（以下、「厚生省社会局長通達」という。）」により、文書の保存管理を行っている。
- 2 生活保護の申請があった際には、必ず「ケース番号登載簿」にケース番号を整理登録することとしており、その後、開始（開始日は、申請日に遡及）停廃止、却下の別を記載することとしている。なお、「ケース番号登載簿」の保存期間は、厚生省社会局長通達により、永久保存とされている。
- 3 異議申立人が、「保護申請書」を申請・提出したとしている平成 4 年 4 月（ころ）の時期に該当する「ケース番号登載簿」には、本件請求の情報はない。
- 4 審査会条例第 6 条の規定により、ケース番号登載簿以外の文書の提出を求められたが、当該文書は存在しないため提出することはできない。なお、万が一を慮って、本件実施機関で文書を保存している書庫等を再検索したが、本件請求の文書・関係文書は存在しない。

第 5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例は、その第 1 条に定めているとおり、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的に制定されたものである。また、第 11 条では、何人も、条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができるとしているところである。条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この理念を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 請求対象文書について

- (1) 生活保護開始の申請に係る取扱いについては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条において次のように規定されている。

（申請による保護の開始及び変更）

第 24 条 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。

3 第 1 項の通知は、申請のあつた日から 14 日以内にしなければならない。但し、

扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

- 4 保護の申請をしてから30日以内に第1項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。
- 5 前4項の規定は、第7条に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。
- 6 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、5日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

- (2) 請求対象文書は、異議申立人の兄である 〇〇〇〇 の生活保護を開始することを求めて、平成4年4月(ころ)申請・提出したとする保護申請書(厚生省社会局長通達でいう「保護開始申請書」)である。
- (3) 生活保護の実施機関は、保護開始申請書を受理した場合は、必ずケース番号登載簿に整理登録したうえで、開始、停廃止、却下の別を記載することとしている。
- (4) 異議申立人が保護開始申請書を申請・提出したとしている平成4年4月(ころ)の時期に該当するケース番号登載簿には、本件請求の情報は存在しない。
- (5) 請求対象文書は、実施機関の保有するケース番号登載簿に記載がないことから、実施機関の不存在とした本件決定は妥当であり、実施機関の主張は、結論において是認できるものである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「条例第13条第1項第1号から同第8号のいずれの場合にも該当しない場合には、当該個人情報の開示しなければならないと規定されているが、開示請求に係る個人情報については、そのいずれの場合にも該当しないことから、実施機関の処分は、条例の規定に反し違法不当であり、処分は取り消され、当該開示請求に係る個人情報は開示されるべきである。」と主張している。

しかし、条例第17条第2項では、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を保有していないときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないとされており、実施機関は、この規定に基づき個人情報不存在決定通知書により決定の通知をしたものであることから、異議申立人の主張は認められない。

- (2) 異議申立人は、「ケース番号登載簿への記録は、処理済み(保護の開始又は却下の処理)となって文書が完結してからであり、申請が却下となっていない、すなわち文書が完結していない本件には、あてはまらず、そのようなケースを本件にあてはめて、不存在とするのは誤りである。」と主張している。

しかし、「ケース番号登載簿」にケース番号を整理登録するのは、保護開始申請

があったときであり、その後、開始、停廃止、却下の決定の別を記載するものである。よって、異議申立人の主張は認められない。

(3) 異議申立人のその余の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の経過

平成22年(2010年)	7月22日	諮問 「不存在決定に係る資料」受領
	8月23日	審議
	8月26日	実施機関からの「審査会条例第6条の規定による資料の提出の求めに対する回答」受領
	8月31日	審議
	9月16日	異議申立人からの「意見書」受領
	9月22日	審議 実施機関からの事情聴取 (異議申立人からの口頭意見陳述は、その必要がないと審査会で認め、口頭意見陳述を行わないことを決定)
	9月29日	審議終結